



今回は、ここ2～3ヶ月相続についての相談が重なり、その時に誤解されていたかたが多かったため、改めてここで遺言書について、まとめてみました。以前にも遺言については、ニュースレターでも取り上げましたので、もう分かってるよ！と言う人も、もう一度復習の意味を込めて軽く読み進めて下さい。

＜今回の内容＞

1. あなたの遺言は大丈夫？～遺言と遺留分の関係について……P.1

平成29年4月1日発行

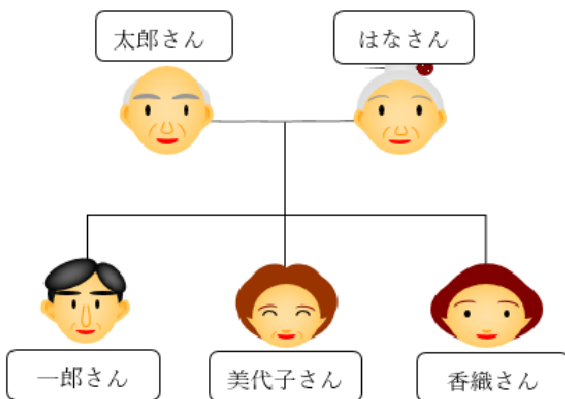
第 26号

確定申告も大詰めです。

遺言と遺留分の関係について

EMP通信 発行者:EMP税務会計事務所・EMP行政書士事務所

あなたの遺言は大丈夫？～遺言と遺留分の関係について



■ いきなりですけど、クイズです。上のような家族があったとします。太郎さんは、自分が死んだ後に、残った財産を全て長男の一郎さんに残したいと考えました。

しかし、一郎さんは香織さんと仲が良くなく、もしかしたらもめてしまうかもしれません。そこで、太郎さんは、自分が死んだ後の財産を全部一郎さんに相続させるために、その意思を遺言書に書いておくことにしました。

念のために、そのことを弁護士の先生に相談したところ、いくつか問題があることを指摘されました。

このケース、よく相談されるんですが、どこに問題があるか分かりますか？

■ 遺言とは

遺言とは、被相続人(ここでは太郎さんですね!)の最終の意思表示のことをいいます。

遺言書を書いておくことによって、太郎さんが亡くなった後に生じる、財産の処分などの法律行為に対しても、ある程度、太郎さんの遺志に沿った形で相続人に財産を配分することができます。

それだけでなく、相続人同士での財産争いを防いだり、財産争いを最小限にとどめることができるという効果もあります。

また、遺言は「個人の意思を死後においても尊重しよう」という制度なので、太郎さんが亡くなった後であっても、太郎さんの遺言書の内容に従って法理関係が形成されることとなります。

特に、相続財産は太郎さん自身が築いてきたものなので、遺言の効力が大きく影響します。

法定相続分※とは異なる相続分を指定したり、もっと言うと法定相続人※ではない第三者に財産を遺贈することもできます。

とは言っても、遺言で定めることができる内容(遺言書に

よって法的効果が生ずるもの)には、一定の制限があります。

例えば、法定相続人(兄弟姉妹を除く)には、遺言によっても奪うことのできない最低限の取り分として遺留分が保障されているので、遺留分を侵害するような内容を定めることについては、法理関係が形成されることはありません。

ここで注意しておきたいのですが、法的効果が生じない遺言の内容が全く意味がないというわけではありません。相続人の全員が被相続人の遺言の意思を尊重し、合意できるのであれば、もちろん遺言書の通りに相続を行うことは可能です(^-^)

したがって、

太郎さんは、遺言書を書くことで、財産を「全て」長男の一郎さんに残したいと考えていますが、相続人の全員がその内容に合意しない限り、実際にはそれは不可能なのです。

※:【法定相続人】

「相続人」には、①相続の場面において、亡くなった人が遺した財産を実際に受け取る人、②財産を相続する権利のある人、という2通りの意味が含まれています。

亡くなった人の財産を受け取る権利のある人については、法律によってあらかじめ定められています。法律によってあらかじめ定められている相続人のことを、相続人の中でも特に「法定相続人」と呼び、区別することができます。

法定相続人とは、実際に財産を相続するかどうかは別としても、相続の権利はある人のことで、遺言書がない場合には遺産分割協議に参加しなければならない人です。

ちなみに、法定相続人は、亡くなった人の遺族関係によって変わります！

もし、亡くなった人に奥さんや旦那さんなどの、配偶者がいれば、配偶者は必ず法定相続人になります(亡くなる前に離婚していれば、法定相続人にはなりません。また、婚姻期間は無関係ありません)。

そして、配偶者以外の法定相続人には、次のような3段階の優先順位が決められています。

①第一順位:子ども

子どもが亡くなっている場合は、代わりに孫が法定相続

人になります(この「代わり」のことを代襲相続と言います)。

もし孫も亡くなっている場合は、同じように代わりに^{ひまご}曾孫が法定相続人になります。

②第二順位:両親、祖父母、曾祖父母

(第一順位の子どもがいない場合だけ)両親が共に亡くなっている場合は、生存している祖父母が法定相続人になります。

もし祖父母も共に亡くなっている場合は、生存している曾祖父母が法定相続人になります。

③第三順位:兄弟(姉妹含む)、甥姪

(第一順位・第二順位ともに該当者がいない場合だけ)兄弟が共に亡くなっている場合は、生存している甥姪が法定相続人になります。

これ以外の方は、たとえ親族であっても法定相続人とはならないので注意が必要です(ただし、遺贈を受けることは可能です)。

■ ということで、1ページ目の太郎さんの例で考えてみると、

はなさん・一郎さん・美代子さん・香織さんは、太郎さんの「法定相続人」であることがわかりますね！

※:【法定相続分】

相続人に割り当てられる相続財産の割合のことを「相続分」といいます。

もしも、太郎さんがこの相続分について遺言などで何も指定しなかった場合には、法定相続人であるはなさん・一郎さん・美代子さん・香織さんに対する相続分がどのくらいになるのかについては、法律によって、その割合が定められています。

その、法定相続人に対する相続財産の分配の割合のことを、「法定相続分」と呼んでいます。

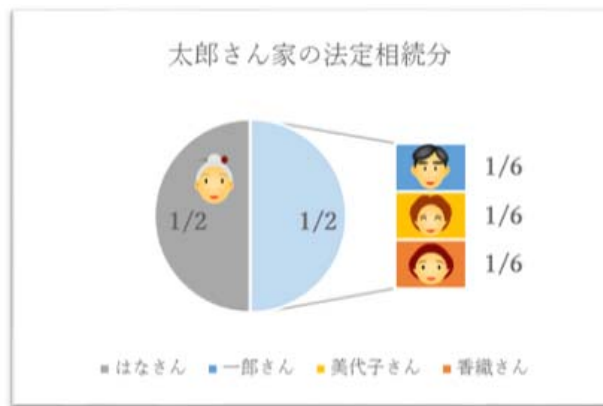
■ 各法定相続人の法定相続分は、次のようになります。

①法定相続人が配偶者と被相続人の子ども⇒配偶者2分の1、子ども2分の1

②(子どもがいない場合)法定相続人が配偶者と被相続人の父母 ⇒配偶者3分の2、父母3分の1

③(子どもと両親がいない場合)法定相続人が配偶者と

被相続人の兄弟 ⇒配偶者4分の3、兄弟4分の1



太郎さんの例でのそれぞれの法定相続分は、

上の図のように、まず「配偶者」であるはなさんに財産全体の2分の1が割り当てられ、「子」ら全体に残りの2分の1が割り当てられます。そして、「子」である一郎さん・美代子さん・香織さんは同順位の相続人なので、子に対する2分の1の相続分を3人で頭割りするということになります。

■ 遺留分とは

遺留分とは、法定相続人が最低限の遺産相続分である法定相続分を保障するために主張できる権利（本来受け取るべき法定相続分の一部を取り戻すことができる権利）のことです。

もし、遺言書などで自身の遺留分が侵害されていることを不服とするときには、遺留分減殺請求を行うことで遺留分の財産を取り戻すことができます（兄弟には認められていません）。

遺留分という権利を使って取り戻せる財産割合は、原則本来の法定相続分の2分の1です（兄弟姉妹には遺留分がありません）。

遺留分を侵害された相続人は、遺留分減殺請求によって侵害された遺留分を返してもらえますが、返還する額をめぐって訴訟になるケースも多くあります（兄弟には遺留分が認められていないことを知らずに、遺産争いに発展することも多いようです…）。

■ さて、ここで太郎さんの例で考えてみましょう。

太郎さんが遺言によって「財産の全てを一郎さんに残したい」と意思表示していても、それは、法定相続人である香織さんにとっては自身の遺留分をも侵害されていることにほかなりませんよね。

法定相続人である香織さんは、遺言によっても奪うことのできない最低限の取り分として遺留分が保障されているので、遺留分をも侵害するような内容を

太郎さんが遺言書で書いていたとしても、香織さんがそのことを不服としたときには、遺留分減殺請求を行うことで遺留分の財産（本来の法定相続分の2分の1）を取り戻すことができるのです！

■ 特別寄与分とは

もしも、相続人の中に、亡くなった方の財産の維持や増加について特別の貢献をした人がいる場合には、相続分を他の相続人と同様にして分けてしまうと、なんだか不公平ですよね。

そこで、相続人の中に、

1. 被相続人の事業に関する労務の提供または財産上の給付
2. 被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした人がいる場合には、

元々の相続財産の価額から相続人の協議で定めた寄与の価額を差し引いたものを相続財産とみなして算出した相続分に、寄与分を加算した価額が、その人の相続分になります。

つまり、太郎さんの例で考えてみると、

例えば、香織さんが太郎さんの財産の維持や増加に特別の貢献をしていたと認められる場合には、香織さんは、寄与分だけ、ほかの相続人よりも多く財産を受け取ることができるということです。

■ 実際に計算して考えてみると…

それでは、太郎さんの例をもとに、実際にそれぞれが受け取る財産が一体どのくらいになるのか、計算で考えてみましょう(^_^)

もし、仮に太郎さんが1,200万の財産を持っていた場合、

遺言がなければ、財産全体の2分の1である600万をはなさんに、そして残りの600万を一郎さん・美代子さん・香織さんにそれぞれ200万ずつ相続されることとなります。

- ① 太郎さんが、遺言で「財産の全てを一郎さんに残したい」という意思を遺すことによって、相続人の誰もが遺留分について遺留分減殺請求を行わなかつ



た場合は

一郎さんに1,200万が全て相続されることになりま
す。

これは、太郎さんの遺志にもっとも沿った形ですよ
ね！

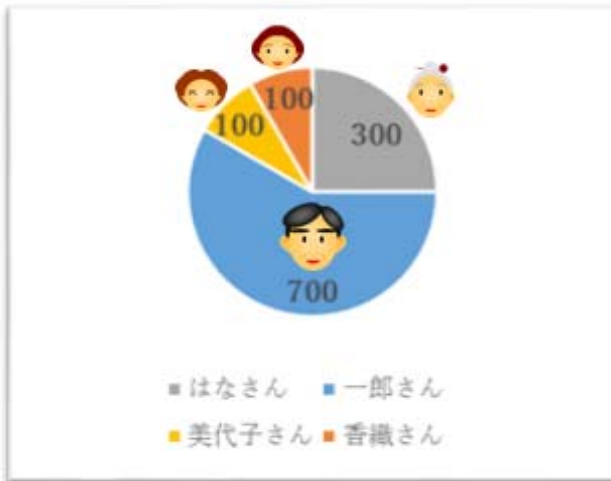
② 例えば、香織さんだけが遺留分について遺留分減
殺請求を行って、その請求が認められた場合



香織さんに遺留分が100万 (200万×1/2)、

一郎さんに残りの1,100万 (1,200万-100万) が相続
されることとなります。

③ 特別寄与分の考慮がなく、はなさん・美代子さ
ん・香織さんがそれぞれ遺留分について遺留分減殺



請求を行って、その請求が認められた場合

はなさんに遺留分の300万 (600万×1/2)、

美代子さん・香織さんに遺留分が100万 (200万×
1/2) ずつ相続され、

一郎さんには残りの700万 (1,200万-(300万+100
万+100万)) が相続されることとなります。

④ 香織さんに300万の特別寄与分の考慮が認められ
る場合で、相続人の誰もが遺留分について遺留分減
殺請求を行わなかった場合



1,200万から特別寄与分である300万を差し引いた900
万を全体の相続財産とし、

香織さんに特別寄与分の300万が相続され、

一郎さんには全体財産である900万が相続されます。

■ いかがでしたか？

法律では「遺言によって、自分の財産は、自分の好
きなように処分できる」と定められていて、それをつ
いそのまま解釈してしまいがちですが、あらゆる
場合を想定し、考え、そして更に計算してみると、
一郎さんにわたる財産がそれほど多くなならないこと
がわかんと思います。

もし、ご自身の遺志をできる限り反映した相続を行
いたいと思ったら、遺言だけでなく、信託などを検
討してみることも手段のひとつかもしれませんね。

EMP 税務会計 事務所
行政書士

〒530-0047 大阪市北区西天満5-6-10

富田町パークビル207号

TEL: 06-6316-3755・FAX: 06-6316-3756

MAIL: info@office-emp.com

Web: http://www.office-emp.com

[取扱業務]

- 事業計画、キャッシュフローコ
ンサルティング
- 税務顧問・税務調査対策
- 法人設立
- 各種セミナー
- ITコンサルティング、HP作成、
SEO対策など

